

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第7号

令和2年10月14日付けをもって川崎市選挙管理委員に
就任した者の氏名

及び住所は、次のとおりです。

令和2年10月14日

川崎市選挙管理委員会
委員長 坂 本 茂

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	坂 本 茂	川崎市川崎区浅田 1丁目1番14号
委員長職務代理者	宮 原 春 夫	川崎市川崎区日進町 24番地4
委 員	小 林 貴美子	川崎市川崎区大島3丁目 27番9号
委 員	山 田 益 男	川崎市幸区幸町3丁目 555番地4 イートピア多摩川 グランビュー 1102

監 査 公 表

2 川監公第17号

令和2年10月9日

川崎市職員措置請求に係る措置結果通知に
ついて (公表)

川崎市職員措置請求に係る勧告(令和2年6月16日付
け2川監第196号)について、川崎市長から地方自治法
(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定に基づく
措置結果の通知がありましたので、同条同項の規定に基
づき公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二
同 植 村 京 子
同 嶋 崎 嘉 夫
同 沼 沢 和 明

上平間災害倉庫外構撤去工事に関する 調査報告書

令和2年9月
こども未来局

令和2年4月17日付けで「川崎市職員措置請求書(上平間倉庫)」の提出があり、これに伴い、令和2年6月16日付け2川監第196号にて川崎市監査委員から川崎市長あて「川崎市職員措置請求について(通知)」(以下「監査結果通知」という。)がなされた。

監査結果通知の「第3 監査の結果 3 勧告」において措置すべき事項として、「本件各工事に係る事業経過を市において慎重に調査し」、「外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにし」、その損害に応じて「運営法人に補填を求める」又は「職員に当該損害額についての賠償を命じる」などの必要な措置を講じることを勧告されたため、こども未来局において事実の調査を行い、調査で把握できた事項の報告をするものである。

1 本案件の状況・背景

(1) にじいろ保育園南平間(旧南平間保育園)について

旧南平間保育園については、平成21年度から指定管理者制度を導入し、A社が施設の運営を行っていたが、当該指定管理期間の満了に伴い、平成31年4月から当該施設を民設民営化することとした。

平成31年4月以降の運営法人については、公募及び審査の結果、A社が選定されており、同施設の運営を継続かつ安定的に行うことができる能力を有するものと認められることから、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結の上、A社を公私立連携保育法人と指定した。また、民設民営化に伴い、保育園の名称が「にじいろ保育園南平間」と変更された。

にじいろ保育園南平間は、A社が川崎市の土地・建物の貸し付けを受けて運営が開始された。建物は、公立保育所として昭和44年に開設し、築50年以上が経過しているため、施設の老朽化対策として、国の補助事業を活用し、建替えによる新園舎の整備を進めることとし、令和3年度から新園舎での運用を目指している。

民設民営化の公算に際しては、園舎の老朽化対策への考え方を求めており、A社は園舎を建替える意思を示していた。今回の建替えは、国の補助事業である子育て安心プランに基づいて実施し、補助金の期間が平成32年度(令和2年度)までとなっているため、限られた期間の中での建替事業となっている。

(2) 仮設園舎建設地の決定

にじいろ保育園南平間は、新園舎の整備期間中はA社が建設する仮設園舎で保育を継続しなければならず、当初の仮設園舎建設予定地は、都市計画道路路用地として取得していた鹿島田駅前の土地が候補に挙がっていた。

しかし、鹿島田駅前の土地は平成32年度(令和2年度)の途中で返還する必要があるため、新園舎整備は平成32年度末までの工期を予定していたため断念した。

再び別の土地を探寸過程で、交通局上平間営業所や上下水道局、平間小学校などの

公共用地の活用について庁内関係局等に相談をしたが、仮設園舎を建設できる公有地はなく、現在の保育園に隣接する市有地についても、敷地面積的に足りないという認識であったが、同敷地内において健康福祉局が保有する上平間災害倉庫（以下「災害倉庫」という。）を撤去すれば仮設園舎の建設に必要な面積を確保可能であることが確認できたため、健康福祉局と協議・調整のうえ災害倉庫を解体することとし、本土道を仮設園舎建設地として選定した。

※新園舎整備スケジュール

- 令和元年6月1日 仮設園舎建設工事開始
- 令和元年10月10日 仮設園舎竣工
- 令和元年10月29日 旧園舎解体工事開始
- 令和元年11月5日 仮設園舎運営開始
- 令和2年5月25日 旧園舎解体工事完了
- 令和2年6月15日～12月31日 新園舎建設工事
- 令和3年2月 新園舎での運営開始（当初予定）

(3) 川崎市民間保育園施設整備費等補助金
川崎市民間保育園施設整備費等補助金は、本市の計画に基づき保育所の新設や増築等を行う際に適用される、仮設園舎の整備から新園舎整備・仮設園舎解体までの一連の事業費を対象とした補助金である。

本件増築事業についても本補助金が適用されており、保育園の建て替えに当たり、A社からの補助金（仮設施設整備工事費補助）申請を、補助金交付要綱（別紙資料1のとおり）を所管することも未来局子育て推進部保育所整備課（以下「保育所整備課」という。）が受理し、市として令和元年度分となる「17,658,214円」を交付した。

- (4) 市が行った駆勇工事
 - ア 上平間災害倉庫解体撤去工事
災害倉庫を撤去するため保育所整備課が執行。B社及び他二社の三社による見積合わせにより、B社と「2,430,000円」にて工事を行った。
 - イ 上平間災害倉庫外構撤去工事
災害倉庫の外構を撤去するため保育所整備課において執行。上記アと同じ三社による見積合わせにより、B社が「842,400円」にて工事を行った。

2 職員措置請求について

監査結果通知（別紙資料2のとおり）

3 調査について

- (1) こども未来局上平間災害倉庫外構撤去工事調査委員会の設置
監査結果通知を受けて、上平間災害倉庫外構撤去工事に関する措置すべき事項について事実関係を調査するため、令和2年6月17日にこども未来局上平間災害倉庫外構撤去工事調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。
- (2) 調査委員会の組織構成、所掌事務
調査委員会は、こども未来局長、総務部長、総務部庶務課長、子育て推進部保育対策課長、保育事業部保育第1課長及び青少年支援室担当課長で構成し、次に掲げる事項について調査を行うこととした。
ア 撤去工事に関する事務執行等に関すること。
イ 撤去工事に係る支出によって本市が被った損害に関すること。
ウ その他必要な事項に関すること。

(3) 調査事項

- 監査委員から外構撤去工事に関し、妥当性・正当性が示されていないなど述べられた以下の事項を主として調査をした（監査結果通知の記載順）。
ア 外構は撤去しないことを運営法人と合意していたとされているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて
イ 市が外構撤去工事を実施することで合意したとしているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて
ウ 外構撤去工事の対象が再度訂正されたことについて
エ 外構撤去工事の見積書中の項目・数量と実際の撤去箇所との整合が取れていないことについて
オ 現場事務所の設置に際し、南側の外構が支障となりえたる事実は確認できないことについて
カ 倉庫撤去工事・外構撤去工事において、別々の重機を使用していたとしているが工程表や作業日誌を作成していないことについて
キ 仮設園舎建設工事の見積書に、既存フェンスの撤去、ブロック3段＋フェンスの撤去処分も含まれる旨の記載があることについて
ク 見積書等の日付について
ケ 市が倉庫撤去工事に着手したとたん運営法人から申し出があったなどきわめ

- て不自然な態様であるといわざるを得ないことについて
- コ 外構は撤去しない予定であった旨を運営法人からどのような説明を受けていたか。外構残地の合意を図面に外構が残っていることをもって認めることは困難であることについて
- サ 仮設園舎は、東側外構にきわめて近接して建設される予定であり、現場事務所を設置の有無にかかわらず、建設工事自体に影響を与えることは容易に推定されることについて
- シ 仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えることについて
- ス 倉庫東側又は南側の外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたことが強く推定されることについて
- セ 南側外構の位置関係、現場事務所建設に支障があったとは到底認められないことについて
- ソ 現場事務所という基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設園舎工事契約が締結されたとは考えがたいことについて
- タ 各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないことについて
- チ 所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず、倉庫西側の外構は運営法人が撤去していることを鑑みれば、市の主張に何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど、著しく信頼性を欠くものであり、採用できるものではないことについて
- ツ 外構撤去工事の執行方法および係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから係る経費の支出は違法・不当なものと推定せざるを得ないことについて
- テ 外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ないことについて
- ト 外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあることについて
- ナ 差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあることについて
- ニ 市の損害は外構撤去工事により支出した費用全額であると推定されることについて

(4) ヒアリング調査

調査結果通知では、本件各工事に関する事実経過を市において慎重に調査した上で、外構撤去工事の支出に関する損害を明らかにしていくことが求められており、事実経過を確認するため、次のとおり関係者及び関係事業者にヒアリングを行った。

ア 関係職員（括弧内は在課期間）

- a 保育所整備課課長（平成31年4月～令和2年3月）
- b 保育所整備課課長（令和2年4月～現在）
- c 保育所整備課担当課長（平成29年4月～平成30年8月）
- d 保育所整備課担当課長（平成30年10月～現在）
- e 保育所整備課課長補佐（平成29年4月～現在）
- f 保育所整備課課長（平成30年4月～現在）
- g 保育所整備課担当係長（平成31年4月～現在）
- h 保育所整備課主任（平成31年4月～令和2年3月）
- i 保育所整備課職員（平成30年4月～現在）

イ 関係事業者

- a A社（保育園運営法人）
- b B社（軽易工事施工業者）
- c C社（仮設園舎建設工事施工業者）

4 事実関係の確認

関係職員及び関係事業者へのヒアリング、関係書類の調査を行った結果、次のとおり事実関係を確認した。

(1) 災害倉庫解体撤去工事

災害倉庫の解体撤去については、平成31年度から軽易工事制度の改正に伴い、解体撤去工事についても軽易工事の対象となることを財政局契約課に確認し、工事費用算定に当たって業者により見積り依頼をした結果、250万円以下での執行が可能であることが判明したため、軽易工事により災害倉庫を解体撤去することとし、平成31年度予算要求において軽易工事に係る予算を要求した（別紙資料3のとおり）。

なお、平成30年度の担当職員は、平成31年3月の時点で災害倉庫南側の土間コンクリート部分については撤去の必要性に気付いたが、人事異動による課内での配置替えの際に新担当者への引き継ぎが行われていなかった。また、平成31年度当初予算においては、当該土間コンクリート部分の費用は計上されていなかった。

平成31年度に入り、新たな担当職員が平成31年4月2日付けで三社に対して見積書の提出依頼を行っており、三社から4月11日付けで見積書の提出を受け、翌12日に予算執行向を起票した。

見積り合の結果、4月18日付けでB社と履行期限を5月31日までとする災害倉庫解体撤去の契約を243万円(消費税及び地方消費税を含む)で締結した。

B社の証言によれば、災害倉庫解体撤去工事の仕様は、市から提供された図面及び現地調査にて算出したものであり、本契約により、災害倉庫本体とこれに直接付随する土間コンクリート及び基礎コンクリートを撤去している。災害倉庫解体工事に使用した重機は、バックホウ2台、油圧ブレードカー1台、ランマー、プレート、4tユニック車及びロードクッターであるが、詳細な使用期間は、作業日誌や重機の使用簿等の記録がないため確認できなかった。

(2) 外構撤去工事

ア 経過

外構撤去工事において、撤去範囲のやりとりの開始時期は確認できないが、5月14日付けで担当者から市で外構を撤去する旨の連絡(メール)をA社へ行っている(別紙資料4のとおり)。メール文中に「先日の打ち合わせで話のあった、倉庫手前のコンクリートの部分は撤去し更地になります。また、フェンスや門についてもご指定通りに撤去できます」とあることから、話し合いが行われている事実はあるが、具体的な経緯については市職員とA社で発言内容が異なっている。

また、市の担当者が工事の必要性を認識した後、A社で対応できないか確認したところ、仮設圍舎建設の仕様が固まっている状況のため変更は難しい旨の回答があった。その後、課内で工期スケジュールの問題を踏まえて検討し、市で外構撤去工事を行うこととしたが、工事の発注には三社以上による見積りが必要と判断し、災害倉庫撤去工事の見積りを依頼した業者と同じ業者三社に見積り依頼をした。なお、予算については当初予算において確保されていたため、関係部署と調整を行い、既存圍舎の解体撤去工事費(別紙資料5のとおり)の不用見込額を使用することとした。4月23日に業者へ見積り依頼を行い、見積り合の結果、令和元年5月10日に、B社と84万2,400円(消費税及び地方消費税を含む)で外構撤去工事の契約を締結している(履行期限令和元年5月31日)。

【市職員の発言内容】

上平間災害倉庫の解体に着手したことを受け、仮設圍舎の建築に關しての打ち合わせを行う中で、災害倉庫外構の解体が必要であると、A社から申し出があった。職員数名の証言によると、外構に關してはそれまでの打合せで全く触れられておらず、市として撤去が必要という認識がなかったということであり、このとき初めて認識したものである。

市が災害倉庫を撤去して更地にする口頭で言ったとA社側が証言していることについては、覚えていないとしている。

【A社の発言内容】

災害倉庫外構について、市からは災害倉庫を撤去して更地にする口頭で説明があったが、平成30年11月21日と12月18日の打合せにおいて、撤去範囲の確認を市に求めていたものの、平成31年1月15日の仮設圍舎建設工事発注に伴う現場説明時までに具体的な回答がなかったため、想定で撤去する範囲を設定した。

災害倉庫の解体に着手した際に災害倉庫外構の解体が必要であるとの申し出を行ったかについては、当時の担当者から確認できなかった。

イ 外構撤去工事の対象

災害倉庫の周囲はメッシュフェンス等の外構に囲われており、今回の仮設圍舎建設の過程で空き地に面する西側、道路に面する南側、解体を予定している既存圍面に面する東側の3か所の外構が撤去され、仮設圍舎建設後、南側は空き地のあった部分も含めて高さ150センチのメッシュフェンスと門扉2つ、東側は、北側外構の接点まで高さ150センチのメッシュフェンス及びしじやばら門が新設されている。

外構撤去工事契約については、仕様書に添付されている図面のとおり、倉庫西側のフェンス及び南側のフェンスと土間コンクリート部分の外構を撤去したことが確認できた。

市職員の監査委員への陳述(以下「陳述」という。)後の照会・回答において、倉庫西側の外構はA社が仮設圍舎建設工事の事前調査のため撤去したと回答しているが、A社及びC社の証言によると平成31年2月20日から22日において、A社で空き地の地盤調査を実施しており、その際に災害倉庫南側のしじやばら門から入り、南側外構との接点から4メートル分の西側フェンスを撤去することで、重機の導線を確保している(別紙写真1のとおり)。調査完了後は撤去した西側フェンス部分に仮囲いを設置しており、A社の地盤調査の時点では西側の外構は完全には撤去されていない。

また、倉庫東側の外構については、仮設圍舎建設の進捗に合わせてA社が一時撤去し、仮設圍舎建設後に復旧した(東側のメッシュフェンスは令和元年6月4日付けで撤去作業を確認できる(別紙写真2のとおり))。

したがって、災害倉庫の3か所あった外構のうち、西側と南側については、市とB社間の外構撤去工事契約に基づいて撤去され、東側については、A社が仮設圍舎建設工事の中で撤去していることを確認した。

災害倉庫解体撤去で使用された重機のうち4tユニック車を除いた重機を使用したが、詳細な使用期間については災害倉庫撤去工事と同様、確認できなかった。

(3) 仮設圖書建設工事

A社は、川崎市民間保育園施設整備費補助金を活用し、保育所を整備するにあたって、平成31年1月15日に現地にて6社が参加した仮設圖書現地説明会を開催し、設計及び工事の範囲、予定工期などの説明を行った。施工業者を決定するため1月末日までに見積もり及び施工ヒアリングを行った結果、C社を選定した。C社は、2月上旬に仮設圖書実施設計に着手した。補助金申請書は、5月9日付け提出、同日付けでの決定により6月1日に工事に着手し、10月10日に竣工した。

5 調査事項に対する調査結果

- (ア) 外構は撤去しないことをA社と合意していたとされているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて
- (イ) 市が外構撤去工事を実施することで合意したとされているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明であることについて
- (ウ) 外構撤去工事の対象が再度訂正されたことについて
- (エ) 市が倉庫撤去工事に着手したとたんに運営法人から申し出があったなどきわめて不自然な態様であるといわざるを得ないことについて
- (オ) 外構は撤去しない予定であった旨を運営法人からどのような説明を受けていたか。外構設置の合意を図面に外構が残っていることをもって認めることは困難であることについて
- (カ) 仮設圖書は、東側外構にきわめて近接して建設される予定であり、現場事務所の設置の有無にかかわらず、建設工事自体に影響を与えることは容易に推認されることについて

災害倉庫撤去工事において、市とA社の間で災害倉庫周囲の外構をどう扱うかについては協議・調整が不十分な状態であった。市の担当者は、市としては災害倉庫のみ撤去すれば事足りるものと認識していたと証言しており、一方、A社は市から災害倉庫は更地にする旨の連絡を口頭で受け、市が撤去する箇所に当然西側及び南側の外構も含まれるものと認識していたと証言していることから、外構を撤去しないこととする合意がなされていたという事実はなかった。

外構撤去工事において、前述のとおり5月14日付けで市担当者からA社へ市で外構を撤去する旨の連絡(メール)を行っている。メールの内容、A社の発言内容から平成31年度の予算要求時点よりは遅い時期には打ち合わせが行われていたものと推認される。

外構撤去工事の仕様書に添付された図面上は、西側及び南側が該当箇所とされてい

るが、陳述では西側、南側及び東側とし、陳述後の照会では南側及び東側と回答をしていたが、実際の外構撤去工事の対象は、A社とB社及びC社の回答から、外構撤去工事の仕様書に添付されている図面のとおり、倉庫西側及び南側の外構を撤去し、東側はA社が撤去したものと確認された。

また、実務を担当していた職員がなぜ東側を撤去したとの認識を持ったかについては、担当者の記憶が不明瞭であることから不明である。

なお、東側外構については、工事期間に旧園舎で保育が実施されていることから、災害倉庫とともに撤去することは園児らが工事現場へ容易に立ち入ることとなり、撤去とともに代替措置が講ぜられるA社による仮設圖書建設工事とともに実施すべきものと考えらる。

(エ) 外構撤去工事の見積書中の項目・数量と実際の撤去箇所との整合が取れていないことについて

撤去対象の西側フェンスに係る項目が記載されていないように思われるため、仕様の内容についてB社に確認したところ、市から提供された図面及び現地調査を基に見積書を作成しているが、西側の外構については見積りの計上に漏れがあった旨の回答であった。外構撤去工事の応札業者である他二社は、市から提示された項目・数量等の仕様に基づいて見積書を作成しており、現地確認はしていないと回答している。

(オ) 現場事務所の設置に際し、南側の外構が支障となりえ事実確認できないことについて

(カ) 南側外構の位置関係、現場事務所建設に支障があったとは到底認められないことについて

南側フェンスの撤去は現場事務所の設置に関する問題ではなく、災害倉庫解体撤去工事の仕様では、西側のフェンス、南側はフェンスの他に倉庫前面の土間コンクリート部分が含まれておらず、この部分が残存すると仮設圖書建設に支障をきたすことから解体する必要性があるため市が外構撤去工事により撤去したものである。

で撤去した南側のフェンスが含まれたものとなっている。
 なお、実際の仮設圍舎建設工事においては、補助金申請時の見積書に計上していない倉庫西側のフェンス2スパン分(約4メートル)及び北側防球ネット(災害倉庫敷地内の約8～9メートル)についても撤去している。

(ク) 見積書等の日付について

見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されている。職員及びB社に確認したところ、軽易工事完成届の日付については、受領時に日付が空欄であったため、B社に確認のうえ、担当職員が記載したと証言している。しかし、見積書の日付については、見積書作成業者も含め、誰が記載したものであるかについては正確に記載している者がいないため確認できなかった。

(コ) 現場事務所という基本的な事項すら未確定な状態で運営法人側の仮設圍舎工事契約が締結されたとは考えがたいことについて

A社及びC社に確認したところ、工事をするためには当然現場事務所が必要だったため、平成31年1月下旬にA社あてにC社が見積書を提出した時点で現場事務所の設置は決まっており、設置するまでに場所の変更はなかったと述べている。

(カ) 倉庫撤去工事・外構撤去工事において、別々の重機を使用していたとしていたのが工程表や作業日誌を作成していないことについて
(ク) 各工事の工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さらにA社が作業日誌すら作成していないことについて

工程表及び作業日誌の作成については、軽易工事の規定上、これらの作成を求めていないが、本工事においてこれらを作成していないことについてB社に確認したところ、工事の内容により作成する場合としない場合があるとのことであった。具体的な社内基準が存在するわけではないが、複数の業者が工事に関係する場合や業者間の工程が複雑に絡み合う場合は作成しており、今回の2件の工事については、他業者との調整等がなかったため、作成の必要がないと判断したとのことである。
 また、重機の使用日については詳細な記録がないため不明であるが、各工事それぞれ重機を使用、回送したため、計2回必要であったとのことである。
 なお、B社の回答による使用した重機回送の内訳は、次のとおりである。

- ・ バックホウ使用料2台分
- ・ バックホウ運搬料2台分 (往復)
- ・ バックホウ運搬車両使用料2台分 (往復)
- ・ 油圧ブレーカー使用料
- ・ 油圧ブレーカー運搬料 (往復)
- ・ 油圧ブレーカー運搬車両使用料 (往復)
- ・ 4 t ニュニック車使用料 【災害倉庫撤去時のみ】
- ・ 4 t ニュニック車運搬料 (往復) 【災害倉庫撤去時のみ】
- ・ 燃料費
- ・ ロードカタクター使用料

(キ) 仮設圍舎建設工事の見積書に、既存フェンスの撤去、ブロック3段+フェンスの撤去処分も含まれる旨の記載があることについて
(ク) 仮設圍舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えることについて
(ス) 倉庫東側又は南側の外構撤去は、運営法人側の仮設圍舎建設工事に含まれていたことが強く推察されることについて

A社によると、仮設圍舎建設に伴う外構撤去に関し、その撤去範囲を市へ確認していたが、市から明確な回答がなかったことから、A社は仮設圍舎建設に際して少なくとも必要と思われる東側と南側の外構を撤去する見積書を作成したため、市が外構撤去工事

間移管に係る保育所運営に関する覚書(別紙資料6のとおり)第7条第2項においても、「仮設園舎用地の確保等については、甲は乙と協議しながら誠意をもって取り組むこととし、特に公有地の調整については、主体となって調整に努めるものとする。」とされていることから、市が支払うことについて違法又は不当との判断はできない。

南側ブロック3段+フェンスがA社の補助金申請時に提出された見積書の項目に含まれていることについて、時系列的には市の外構撤去工事の事務手続き開始が仮設園舎建設工事の補助金申請より先行していることから、市はA社からの補助金申請書受理時、書類を精査し、市が実施する工事と補助対象経費に含まれる工事に重複箇所がないよう確認すべきであった。ただし、本来の正しい内容に見積書を修正、又は補助対象経費を減算したとしても補助金額の算定は補助単価(10万円/㎡)に実行面積(669.24㎡)を乗じた額が上限となり、工事費が上限額を上回るため、補助額に変更がないことから、A社に補填を求めるべき市の損害はないものと考ええる。

事務執行に関して、災害倉庫解体工事発注の時点で周囲の外構の取り扱いについては協議・調整が不十分な状態であったこと、特に西側フェンスについては、仮設園舎設置に支障を及ぼすことは明らかであったが工事内容に含まれていなかったこと、平成31年3月の時点で倉庫南側の土間コンクリート部分については撤去の必要性を前担当職員は認識していたが、人事異動の際に新担当者へ引き継がれていなかったことは事務執行上、不適切であった。円滑な仮設園舎建設のためには、災害倉庫解体撤去工事において、結果的に災害倉庫だけでなく西側のフェンス及び南側の土間コンクリート部分を撤去する必要があるが、前担当職員は、災害倉庫のみ撤去すれば仮設園舎を建設できるとの認識の下で、平成31年度予算の要求を行い、これに基づいて後任は工事を発注し、災害倉庫解体撤去工事契約締結後にA社とのやり取りを経て、市として外構撤去の必要性を認識し、急遽、災害倉庫解体撤去工事とは別に予算を確保し、追加で周囲外構の撤去工事を行ったものであった。

これらを踏まえ、本件各工事に關する事実経過を調査した結果、今回の2件の工事については、その事務執行上、不適切な点(業務の引継ぎ・進捗管理が不十分、事務執行に係る記録の作成・保管の不備、監査委員への不正確な陳述等)があったものの、故意に分割して軽易工事により契約を締結した事実が確認できなかつた。また、市に損害が発生している事実が確認できないことから、運営法人に対して補填を求める、又は職員に賠償を命じる等の措置を講ずるべき事由はなかつたと判断する。

(チ)所有者が撤去するという考え方で合意したにもかかわらず、倉庫西側の外構は運営法人が撤去していることを鑑みれば、市の主張に何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど、著しく信憑性を欠くものであり、採用できるものではないことについて

(ツ)外構撤去工事の執行方法および係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから係る経費の支出は違法・不当なものと推察せざるを得ないことについて

(テ)外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはなり得ないことについて

(ト)外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあることについて

(ナ)差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあることについて

(ニ)市の損害は外構撤去工事により支出した費用全額であると推察されることについて

後述「6 まとめ」へ記載

6 まとめ

監査結果通知では、市の主張に何ら裏付けがないこと、支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないこと等から外構撤去工事に係る費用の支出は、違法・不当であったと推察され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の84万2,400円であると推察している。

しかし、市及びA社の証言から、外構の扱いについては、「所有者が撤去するという考え方で合意した」という事実はなく、倉庫西側(一部は地盤調査のためA社が撤去)及び南側の外構を市が撤去し、東側については、A社が撤去したことが明らかとなった。外構撤去工事は、仮設園舎建設用地を確保するために必要な工事であり、西側、南側外構の撤去に關し、市とA社との間で打合せが行われており、市においては当初予算で見込んでいなかった工事費の確保ができた後、前述したA社あてのメールで明らかとなり、市が撤去するに至ったものである。また平成30年7月20日締結の川崎市南平岡保育園の民

資料1

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱(抜粋)

平成20年8月1日
20川市ニ福第535号市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が計画し、民間法人等が整備する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項に規定する保育所及び第34条の1第5項に規定する家庭的保育事業のうち小規模保育事業を行う事業所(以下「施設」という。)の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。(補助金額の算定)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる整備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般整備及び防犯対策強化整備(小規模保育事業を除く。)別表第2に掲げる補助基準額に補助率を乗じて得た額。ただし、別表第1に掲げる対象経費区分のうち「その他」及び別表第2に掲げる1(5)「仮設施設整備工事に伴う土地の賃借料」に該当するものについては、市長が必要と認める額とすることができる。

(補助の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかにより、市長あて申請するものとする。

- (1) 一般整備の場合で設計費の補助申請は、民間保育所施設整備費等補助金交付申請書(設計費補助用)(第1号様式-1)とともに次に掲げる書類により申請すること。
 - ア 事業計画書
 - イ 設計に係る収支予算書
 - ウ 設計に係る見積書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 一般整備及び防犯対策強化整備の場合で設計費以外の補助申請は、民間保育所施設整備費等補助金交付申請書(工事費等補助用)(第1号様式-2)とともに次に掲げる書類により申請すること。
 - ア 事業計画書
 - イ 工事等に係る収支予算書
 - ウ 設計及び工事等に係る見積書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する補助の申請があったときは、補助申請について内容審査の上、補助の適否及び補助金額を決定し、申請者に補助金交付指令書(第2号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、設計及び工事の進捗状況に応じ、実地検査の上、適当と認められた場合に補助金を交付するものとする。また、市長が必要と認めるときは、補助金の一部を前払にて支払うことができる。

2 補助金の額は、前条に定める指令書により別途明示するものとする。

7 再発の防止に向けて

調査委員会では、本件各工事の実施にかかるとする事実を明らかにするため、調査を進めたが、工事に関するやり取り、確認事項に関する市の記録が少なく、関係者の記憶を頼りに判断せざるを得ない状況にあった。このため、監査委員への陳述の際も、外構の撤去箇所を誤って回答しており、担当部署は説明責任を十分果たせていなかった。

市民の税金等をもって公務に従事する者は、職務遂行上の説明責任を果たせるよう、軽易工事であっても、経過や協議、確認事項など記録や写真等を適宜残しておくことが必要である。

(1) 適切な記録等の作成等

意思決定を要する公文書の作成などはもとより、それに至るまでの所管課内での打ち合わせ、業者との打ち合わせや確認事項、現場の写真など事業の執行に関し、その経過を明らかにすることができるよう適切な記録等の作成・保管を行う。

(2) 職員間の情報共有

本件各工事を実施する過程では広範な事項に関し、調整・判断・決定をする必要があったが、これらの過程において職員が単独で行っていることも見受けられた。重要な意思決定はもとより、現場確認や業者との調整も複数職員で行うことが望ましく、それが困難であるときはその内容・情報を共有することで、組織としてより適切な判断、決定、記録などを行う。

(3) 管理職等によるマネジメント

今回の業務執行に当たっては、前述(2)にあるとおり、様々な過程において職員が単独で行っていることや人事異動に伴う引継ぎ不足などが見受けられた。また今回の案件を担当した職員は異動1年目であり、工事等に関する必要な知識や経験が不足していることを鑑みて、係長のより綿密な助言、指導、課長による適切なマネジメント、フォローなどが必要であった。

職員の管理・監督をする立場にある職員がその業務の進捗を定期的に把握し、適切な判断・指示、意思決定を行うことを徹底する。

3 補助金の請求は、交付時期に合わせて行うものとする。

(届出等)

第11条 補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。この場合において、第3号及び第4号に該当する場合は、その理由を付けて市長の承認を得なければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。
- (3) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合。

(補助金の変更交付)

第12条 補助の決定を受けた者は、補助金額に変更が生じる場合、民間保育所施設整備費等補助金変更交付申請書(第3号様式)に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

別表第2(第6条関係)

1. 補助基準額

工事区分	補助基準面積		補助基準額
	定員1人当たりの面積	1人当たり面積	
新 設	定員区分	1人当たり面積	ア 1㎡当たりの本市補助単価(310,000円/㎡とする。)に定める補助基準面積(加算面積を含む)を乗じて得た額。 イ 公立保育所の民営化を伴う整備の場合には、左欄に定める面積に5%を加算して補助基準面積とする。
	20～30人	9.4㎡	
	31～45人	7.2㎡	
	46～90人	6.2㎡	
	91～120人	6.0㎡	
	121～150人	5.8㎡	
	151～180人	5.6㎡	
	181～210人	5.5㎡	
	211～240人	5.4㎡	
	241～270人	5.3㎡	
	271人以上	5.2㎡	
	低年齢(0・1歳)児の受入れを促進するため、乳児室及びはらふく室を整備する場合の加算面積	30.0㎡	
	一時保育事業のための保育室等を整備する場合の加算面積	55.8㎡	
地域における子育て支援のための保育室等を整備する場合の加算面積	80.3㎡		
乳幼児健康支援一時預かり事業(午後児童遊園)のための保育室等を整備する場合の加算面積	1人当たり面積		
夜間保育所を整備する場合の加算面積	9.36㎡		
	5.0㎡		

増築 改装 増設	新設の場合に準じて市長が承認した面積	7. 新設の場合と同じ。 イ 公立保育所の民営化・民営化に際する整備の場合は、左欄に定める面積に5%を加算して補助基準面積とする。 ウ 解体撤去工事・仮設施設撤去工事(増築を除く) 1㎡当たりの本市補助単価(解体撤去工事は30,000円/㎡、仮設施設整備工事は100,000円/㎡とする。)に実行面積を乗じて得た額を上限とする。
大規模 修繕	1施設総事業費500万円以上のもの、本市の予算の範囲内とする。ただし、国庫補助の認定が得られた事業に限る。	

2 補助率
補助基準額の3/4

資料2

2川監公第1.2号
令和2年6月16日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条第5項の規定に基づき、監査の結果を市長及び請求人に通知したので、別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡章二子
同 植村京子
同 嶋崎嘉夫
同 沼沢和明

(別紙)

2川監第1.9.6号
令和2年6月16日

川崎市長
福田紀彦様

川崎市監査委員 寺岡章二子
同 植村京子
同 嶋崎嘉夫
同 沼沢和明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条第5項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知します。

(別紙)

2 川 監 第 1 9 6 号
令和2年6月16日

坂 卷 良 一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について (通知)

令和2年4月17日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき、監査の結果を市長に通知したので、その内容を別紙のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求 内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書 添付省略)のとおり、市が令和元年度(平成31年度)に少額随意契約の軽易工事として実施した「上平間災害倉庫解体撤去工事(以下「倉庫撤去工事」 いう。)及び「上平間災害倉庫外構 工事 以下「外構撤去工事」とい、 「倉庫撤去工事」と併せて「本件各工事」という。)について、1件で発注可能な工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるとし、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を執るよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているも と認められたことから令和2年4月17日付けでこれを受理し、 監査対象局をこども未来局とした。

第2 監査の実施

請求人の陳述

監査の実施に当たり、法第242条第7項 規定 基づき 令和2年5月11日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づくこども未来局の関係職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった
請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和2年5月1日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。
関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求並びに請 人及び関係職員 陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約 より執行 たことが、違法若しくは不当といえ か 監査対象 項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

1

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を
確認した。

(1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条第2項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、川崎市軽易工事取扱規程(昭和49年訓令第8号)第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円(需用費中100,000円以下のものを除く。)以下の工事(設計図書(工事用の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。)の作成を要す工事を除く。)(予算科目が需用費に該当する工事にあっては、建物等小破修繕に類する工事に限る。)をいう。」と規定されている。

(2) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経過

本件各工事は、市から土地・建物の貸付けを受けてライクアカデミー株式会社(以下「運営法人」という。)が運営している「にじいろ保育園南南間(以下「本件保育園」という。))」の建替えに端を発する工事である。本件保育園は、開設から築50年以上が経過しており、園舎の老朽化対策として市と運営法人の協力の下、国の補助事業を活用した建替えによる新園舎の整備が進められ、整備期間中運営法人が建設する仮設園舎に保育を継続し、仮設園舎建設用地は、本件保育園に隣接する市有地であった。当該市有地には、上平間災害倉庫(以下「倉庫」という。)が設置されていたため、市は倉庫を撤去することとし、見積り合わせの上、平成31年4月18日付けで有限会社水野興業(以下「A社」という。)と243万円(消費税及び地方消費税含む)で倉庫撤去工事の契約を締結した。

なお、倉庫の周囲にはフェンス、ブロック塀及び門扉等の構造物(以下「外構」という)が設置されていたが、市によれば、倉庫のみを撤去すれば仮設園舎の建設が可能であったため、外構は撤去しないことを運営法人与自然と合意しているが、合意に係る書面等は残されておらず、その時期も不明である。

倉庫撤去工事契約締結翌日(4月19日)市はA社から工事開始連絡を受けた一方、運営法人から外構が仮設園舎工事を監督する現場事務所設置支障がある旨申し出を受け追加工事を実施することとし、見積り合わせの上、令和元年5月10日付けでA社と84万2,400円(消費税及び地方消費税含む)で外構撤去工事の契約を締結した。

なお、市によれば、運営法人から上記申し出を受けた際、外構撤去は運営法人に対応してもらおうと調整を行った結果、当該時点において運営法人は既に仮設

園舎建設の契約を締結しており、変更が困難であったこと、また、外構は市の所有物であるため基本的に所有者が撤去すべきものと考えたこと、さらに、外構撤去が滞れば全体的なスケジュールが遅延してしまうと考えたことにより、市外構撤去工事を実施することで合意したとされているが、意に係る書面等は残されおらず、時期も不明である。

イ 倉庫撤去工事の対象

倉庫撤去工事の仕様書によれば、工事内容として、仮設足場、内部間解体、土間コンクリート解体、基礎コンクリート解体、埋戻し、養生廃材処分及び重機回送費の記載があり、外構は対象とされていない。

ウ 外構撤去工事の対象

外構撤去工事の仕様書に添付された図面によれば、倉庫西側及び南側、外構が撤去部分とされているが、実際は倉庫東側にも外構があり、東側をメインに計3か所の外構を撤去した旨、関係職員の陳述、おいて訂正がなされたほか、陳述後照会・回答において、倉庫西側の外構は運営法人側、仮設園舎建設工事の事前調査のため撤去し、外構撤去工事では東側及び南側を撤去し、再度訂正がなされた。

外構撤去工事の仕様書によれば、工事内容としてフェンス解体撤去、門扉解体撤去、ブロック塀解体撤去、ブロック塀基礎解体撤去、土間コンクリート解体撤去、U型側溝撤去、養生廃材処分及び重機回送費の記載があるのみである。その規格や数量は記載されていない。A社ほか2社の見積書によれば、撤去対象のフェンスの長さは7.1メートル、門扉の数量は1基とされているが、倉庫及び仮設園舎の設計図面によれば、フェンスは東側だけでも12メートル以上、門扉は東側及び南側に各1基あり整合が取れていない。

仮設園舎建設工事の写真によれば、現場事務所は倉庫東側の外構跡地に設置されているが、南側、外構とは距離が離れており、現場事務所設置の際に南側外構支障となりえなかった事実を確認できない。

エ 重機回送費

本件各工事の仕様書には、重機回送費が挙げられており、A社の見積書その規格等、倉庫工事についてはバックホウ、ランマープレート等、外構撤去工事については、バックホウ等と記されている。どちらも数量・単位は一式で、金額は16万円とされている。市によれば、A社に対し、倉庫撤去工事と外構撤去工事とで別々の重機を使用したことを確認したとしても、本件各工事は工期が短かったため、工程表や作業日誌は作成していないと

オ 仮設園舎の建設費用

運営法人が行う仮設園舎の建設費用は、川崎市民間保育園等施設整備費等補助金（以下「補助金」という。）の対象となる。令和元年5月9日付けで運営法人から市に提出された補助金の交付申請書に添付された見積書の写し（以下「仮設園舎建設工事の見積書」という。）には、「外構工事：既存フェンスは撤去し、新設メッシュフェンスH＝1500を設置します」、「撤去工事：（中略）既存ネットフェンス、ブロック3段＋フェンス（中略）の撤去処分を含む」旨の記載がある。

カ 見積書等の日付

本件各工事の見積書及び軽易工事完成届の日付は、いずれも手書きで記入されており、請求人はすべての筆跡が同一であると主張している。市によれば、見積書の日付が空欄で提出された場合、現場で業者に記入を依頼することもあれば、業者に確認の上、職員が記入することもあり、本件各工事においては、軽易工事完成届の日付はこの運用に基づき職員が記入したが、見積書の日付については不知している。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所及び工事箇所が同一であることを理由に、1件工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、まず本件各工事の執行方法が違法といえるかにつき以下検討する。

前記事実関係の通り、市は仮設園舎建設に際して倉庫のみ撤去し、外構は残す予定で運営法人と合意していたが、運営法人現場事務所設置に支障がある旨を申し出を受け、追加で工事を実施したとされている。

しかし、建設工事において、現場事務所設置は設計の時点で考慮されているべきであり、市が倉庫撤去工事に着手した途端に運営法人から申し出があったなど極めて不自然な態様であるといわざるを得ない。

この点、市は平成31年2月12日に運営法人側作成した計画図面において

4

倉庫撤去時の配置計画上、倉庫東側外構が設置されていることをもって、外構は撤去しない予定であった旨を主張するが、運営法人からどのような説明を受けたか等の記録は何ら残され、同図面のみをもって外構設置の合意が形成されていたと認めることは困難である。また、同図面の仮設園舎建設時の配置計画によれば、仮設園舎は、東側の外構に極めて近接し、建設される予定であり、現場事務所設置の有無にかかわらず、仮設園舎建設工事自体に影響を与えることは容易に推認される。

そこで、職権により現地を確認したところ、仮設園舎の東側及び南側にフェンス及び門扉が設置（復元）されていたことから、仮設園舎建設工事の見積書における「既存フェンスの撤去、新設」の記載は、倉庫東側又は南側あるいはその両方を指していることが伺えるほか、実在したフェンスに対し外構撤去工事で撤去したとすフェンスの長さが極端に短く、門扉の数量さえ一致しないことを踏まえると、少なくとも倉庫東側又は南側のどちらからの外構撤去は、運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていたと強く推認される。

さらに、現場事務所設置に支障があるとされた倉庫南側外につき、位置関係からその事実が到底認められないこと、現場事務所設置などという基本的な事項から未確定な状態で運営法人側の仮設園舎建設工事が締結されたとは考えがたいこと、本件各工事工期が重複する中、異なる重機をそれぞれ使用し、さながらA社が作業日誌すら作成していないこと、所有者が撤去するところ考え方で合意にもかかわらず倉庫西側の外構は運営法人が撤去していること等に鑑みれば、市の上記主張は、何ら裏付けがないことに加え、本件各証拠との矛盾も散見されるなど著しく信ぴょう性を欠くものであり、到底採用できるものではない。

上記のとおり、市は、外構撤去工事の執行方法及び係る支出の正当性を説明すべき責任があるにもかかわらず、何ら根拠ある説明をしておらず、その支出の妥当性・正当性を示す証拠も提出していないから、係る費用の支出は違法・不当なものとして認せざるを得ない。

次に、その損害額について検討するに、市は、外構を残置する旨で運営法人合意し、にもかかわらず、運営法人から外構が仮設園舎の工事を監督する現場事務所設置に支障を申し出を受けるや、全体スケジュール遅延懸念を理由に外構撤去工事を実施した旨を主張するが、そうであるならば、外構撤去工事は合意を覆した運営法人において実施又は費用を負担してしかるべきであり、市が当該工事に係る費用を負担する理由とはり得ない。さらに、関係各証拠によれば、外構撤去は運営法人側の仮設園舎建設工事に含まれていた可能性もあり、倉庫撤去工事に於けるA社以外の見積額が250万円を超えていることのほか、市の主張における数々の矛盾等に照らすと、倉庫撤去工事等の費用250万円を超えるため、そ

5

25

以上につき、見積書等の日付を職員が記入するといった不適切な運用も含め、事務手続の公正性及び透明性を失っていると厳しく指摘せざるを得ず、今後、市民から疑念を抱かれることのないよう、十分に留意して事務を執行されることを強く要望する。

の差額分を外構撤去工事として付け替えた疑いすらあるが、他の工事費用を補填する意図があったとしても、外構撤去工事として費用計上されている以上、これに係る費用の支出を市が正当化できる理由にはならない。よって、市の損害は、外構撤去工事により支出した費用全額であると推認され。

(2) 結論

以上のとおり、外構撤去工事に係る費用の支出は違法・不当であったと推認され、その損害は外構撤去工事により支出した費用全額の 84 万 2,400 円であると推認される。

3 勧告

以上の結果に基づき、法第 242 条第 5 項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

(1) 措置すべき事項

本件各工事に關する事実経過を市において慎重に調査した上、外構撤去工事の支出に關する損害を明らかにし、さらに、その損害が運営法人 補填 求め べきものである場合は運営法人に対して補填を求め、その損害が市の最終的な負担となり、これに關したことも未来局子育て推進部保育所整備課の職員に故意又は重過失が認められる場合は、当該職員に当該損害額に對する賠償を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

(2) 措置期限

上記の措置を講じた上、令和2年9月30日までにその旨を監査委員あて通知されたい。

4 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

通常 行政 おけ 事務において、特に公金の支出を伴う事業であれば、相手方との協議等、その経過を書面等に残してしかるべきであるが、外構撤去工事を巡る運営法人からの申し出や両方で合意した 項等、支出負担行為の根拠 なる重要なやりとりさえ記録を残さないとする運用は、不可解というほかない。

さらに、外構撤去工事の仕様書図面上、撤去部分の表示に誤りがあったことにつき、市は現地で業者に直接指示したため問題がない旨を主張するが、外構撤去工事の予算執行、業者選定及び契約締結については、当該仕様書が添付された予算執行伺いにより決裁がなされているのであるから、係る手続を形骸化しかねない事務手続上のミスであるにもかかわらず、そうした認識が欠如しているといわざるを得ない。